奈良県告示第四百七十二号

昭和五十六年七月奈良県告示第二百八十号（歳入の収納事務の委託）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾